

新型コロナウイルス感染症に関する補償の拡大について 【新種保険】(2021年4月改定)

【タフビズ業務災害補償保険】

2020年5月12日に、2020年2月1日時点の保有契約および同日以降保険期間が開始する契約(2月1日以降の満期済契約、解約済契約を含みます)を対象に、特定感染症(注1)の発病により後遺障害・入院・通院補償保険金をお支払いする「特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約」において指定感染症(注2)を補償対象に追加することにより、新型コロナウイルス感染症についても補償する改定を行いました。

2021年4月改定(2021年4月以降始期契約を対象)においては、上記特約において新型コロナウイルス感染症を含む特定感染症(注3)の感染時期の拡大および従業員等(事業者の役員等・従業員に限ります)が新型コロナウイルス感染症を発病した際の事業継続、感染拡大防止のために事業者が負担する費用を補償する「特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約」を新たに発売します。

<2021年4月改定(2021年4月以降始期契約を対象)のポイント>

● **【改定】**特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約
新型コロナウイルス感染症を含む特定感染症(注3)の感染時期について、「業務中に感染し、保険期間中に発病」から「業務中、業務外を問わず感染し、保険期間中に発病」に拡大します。

● **【新設】**特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけとして、事業者における感染症に対する危機意識は高まっており、従業員等の感染が発覚した場合の迅速な対応が重要となっています。感染発覚後は、感染者およびその他従業員等への対応や接触箇所の消毒等、事業者には多くの対応が求められます。このような各種費用をカバーできる保険のニーズが高まっていることから、事業者が負担する新型コロナウイルス感染症を含む特定感染症(注3)に関する事故対応費用を補償する本特約を発売します。

<内容>

対象業種	全業種を対象とします。
対象契約	2021年4月以降始期契約 「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」をセットしていただくと、本特約が自動セットされます。
補償内容	従業員等(事業者の役員等・従業員に限ります)が業務中、業務外を問わず新型コロナウイルス感染症を含む特定感染症(注3)に感染し、保険期間中に発病した場合に、その特定感染症(注3)の発病の日からその日を含めて180日以内に事業者が負担した【対

	象とする費用】を実費で補償するもの。	
対象とする費用	次に列挙する、その額および使途が社会通念上妥当な費用をいいます。	
	費用	具体例
	葬儀に関する費用	発病した従業員の死亡により、葬儀費用、香典、花代、弔電費用等を支出した。
	消毒・清掃費用	発病した従業員が業務を行っていた事業場の消毒作業を実施した。(PCR 検査等の検査費用は対象外です)
	求人・採用費用	発病した従業員の代替人材の確保のために、人材紹介会社および求人募集の広告媒体を使用した。
	代替人材の外注費用	発病した従業員が2週間の自宅待機が必要となったため、その間、外注先から代替人材を派遣した。
	テレワーク導入時の通信費用	他の従業員の在宅勤務に必要なノートパソコンやタブレット端末の通信費用を支出した。(通信機器の取得費用は対象外です)
支払限度額	一連の発病 ^(注4) につき、事業者費用補償(ワイド・実損型)特約の支払限度額または100万円のいずれか低い額を限度とします。	
自己負担額	なし	

(注1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。

(注2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第8項に規定する指定感染症(一類感染症、二類感染症および三類感染症と同程度の措置を講ずる必要がある感染症に限ります)をいいます。

(注3) 上記(注1)と(注2)を合わせたものをいいます。

(注4) 同一の事業場において、複数の従業員等が特定感染症を発病した場合で、直前に発病した従業員等の発病の日の翌日から起算して14日以内に別の従業員等が発病したときは、それら複数の従業員等の発病を、感染経路にかかわらず「一連の発病」とみなします。

【事業財産総合保険】

2020年5月12日に、2020年2月1日時点の保有契約および同日以降保険期間が開始する契約（2月1日以降の満期済契約、解約済契約を含みます）を対象に、休業損失補償契約における新型コロナウイルス感染症^(注1)の補償を追加する改定を行いました。

2021年4月改定（2021年4月以降始期契約を対象）においては、新型コロナウイルス感染症^(注1)の補償拡大および「指定感染症等（新型コロナウイルス感染症を除く未知の指定感染症）」^(注2)の補償追加を行います。

<2021年4月改定（2021年4月以降始期契約を対象）のポイント>

- 新型コロナウイルス感染症^(注1)について、緊急対応費用の補償（保険年度ごとに1回・1事故につき20万円の定額払）としていましたが、既存の18種類感染症^(注3)と同様に、補償限度期間14日・支払保険金500万円限度の補償に変更
- 新型コロナウイルス感染症^(注1)以外の「指定感染症等（新型コロナウイルス感染症を除く未知の指定感染症）」^(注2)を補償対象に追加（定額払）

	2020年5月12日改定	2021年4月改定
補償の対象となる感染症	【自動セット】 休業損失限定危険補償特約 + 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約	【自動セット】 休業損失限定危険補償特約 + 指定感染症等に関する緊急対応費用補償特約
18種類感染症 ^(注3)	○ 主契約の約定復旧期間に応じて補償限度期間3・9・18・36日間	○ 補償限度期間14日間・支払保険金500万円限度
新型コロナウイルス感染症 ^(注1)	○ 定額払 (20万円) ^(注4)	○ 定額払 (20万円) ^(注4)
指定感染症等 ^(注2)	×	○ 定額払 (20万円) ^(注4)

【注1】 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま。

【注2】 指定感染症等とは、以下のいずれかに該当する感染症をいいます。

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症。ただし、新型コロナウイルス感染症^(注1)を除きます。

② 同法第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症。ただし、休業損失限定危険補償特約別表に掲げる感染症を除きます。

【注3】 休業損失限定危険補償特約の別表で定めている18種類の感染症のことをいいます。

①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱
⑧急性灰白髄炎 ⑨結核 ⑩ジフテリア ⑪重症急性呼吸器症候群（SARS） ⑫中東呼吸器症候群（MERS）
⑬鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1またはH7N9であるものに限り） ⑭コレラ ⑮細菌性赤痢 ⑯腸管出血性大腸菌感染症 ⑰腸チフス
⑱パラチフス

（注4） 契約条件によって、保険契約の始期日または特約等の中途セット日の翌日から起算して14日以内に発生した事故は補償の対象とならない場合があります。

- このご案内は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず各商品のパンフレット等および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」等をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。
- 「タフビズ業務災害補償保険」は業務災害補償保険のペットネームです。